

守谷市手話言語条例(素案)逐条解説

項目	条文等	解説
名称	守谷市手話言語条例	条例名は、その名称を見ただけで手話についての条例だと分かりやすいよう、短く簡潔であり、他自治体で多く使用され全国的に認知されている「〇〇市手話言語条例」との表現を採用しました。
前文	<p>人々は、言語によってお互いの感情を理解し合い、知識を蓄え、日常生活及び社会生活を営んできた。</p> <p>手話は、音声言語である日本語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する、独自の文法体系と語彙を持つ言語である。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育み、その文化の継承と発展に努めてきた。</p> <p>しかしながら、手話が言語として十分に認識されず、その使用環境が整っていなかったことなどから、ろう者は、多くの困難や不安を抱えながら生活してきた。</p> <p>こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられ、又、手話に関する施策の推進に関する法律において、国及び地方公共団体が手話に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有することが定められ、手話によるコミュニケーションが保障される社会の構築が求められている。</p> <p>守谷市は、手話は言語であるとの認識に基づき、誰もが手話に対する理解の広がりを感じることができ、全てのひとが地域社会で共生することができるまちの実現を目指し、この条例を制定する。</p>	<p>本条例の前文では、言語としての手話の重要性、ろう者の歴史的背景、手話が言語として十分に認識されず困難を抱えてきた実情、そして「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」、「手話に関する施策の推進に関する法律」により手話が言語として位置づけられ、その理解促進と普及、使用環境の整備等が求められていることを示しています。</p> <p>そうしたことから、守谷市が、手話が言語であるとの認識に基づき、全ての市民が地域社会で共生できるまちの実現を目指し、本条例を制定するものであると説明をしています。</p> <p>条例本文に入る前に前文を設け、条例制定の前提としている手話言語、ろう者を取り巻く状況について先に触れることで、条例の意図をより強く明確に理解してもらうようにしています。</p>
第1条	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及その他の手話に関する施策について、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的な施策の推進を図り、もって全ての市民が地域とともに支えあう共生社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>本条は、条例全体の目的を定めています。</p> <p>手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備等手話に関する施策の推進に向け、そのための基本理念、市、市民及び事業者の役割、施策の基本事項を定めることで、同施策を総合的に推進し、全ての市民がともに支え合う共生社会の実現を目指します。</p>
第2条	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)ろう者 聴覚に障がいがある者であって、手話を用いて日常生活及び社会生活を営む者をいう。</p> <p>(2)市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。</p> <p>(3)手話通訳者等 手話通訳を行う者その他の手話に関わる者(ろう者を除く)をいう。</p> <p>(4)事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。</p>	<p>本条は、条例中で使用される主要な用語の定義を定めています。</p>
第3条	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 手話に関する施策は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民が、手話により意思疎通を行う権利を有していることを理解し、相互に人格と個性を尊重し合うことを基本として行わなければならない。</p>	<p>本条は、手話に関する施策を進める上での根本的な考え方である基本理念を定めています。</p> <p>手話が音声言語と同様に言語であるという認識に立ち、ろう者が手話を用いて意思疎通を図る権利を有することを市民が理解し、互いに人格と個性を尊重し合うことを施策推進の基本とすることを定めています。</p>
第4条	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮を行い、手話に関する必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p>	<p>本条は、市が果たすべき責務を定めています。</p> <p>市は、基本理念に基づき、手話の理解促進、普及、手話を使用しやすい環境の整備などの目的を達成するため、ろう者への配慮を行いながら、必要な施策を確実に推進していく責任があることを明記しています。</p>
第5条	<p>(市民の役割)</p> <p>第5条 市民は、基本理念にのっとり、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>本条は、市民が担うべき役割を定めています。</p> <p>市民一人ひとりが、手話が言語であるという基本理念を深く理解し、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めることを求めています。</p>

項目	条文等	解説
第6条	<p>(事業者の役割) 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>本条は、事業者が担うべき役割を定めています。 事業者は、基本理念を理解し、ろう者が商品やサービスを円滑に利用できるようにすること、また、ろう者が働きやすい職場環境を整えるよう努めることを求めています。</p>
第7条	<p>(施策の推進) 第7条 市は、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。 (1)手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること (2)手話による情報取得の機会の拡大に関すること (3)手話による意思疎通の支援に関すること (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 2 市は、別に定める障がい者に関する計画等を勘案して施策を推進するものとする。 3 市は、施策の推進に当たり、必要に応じて、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。</p>	<p>本条は、市が具体的に推進すべき施策の方向性を示しています。 手話の理解促進と普及、ろう者が手話で情報を得られる機会の拡大、手話による意思疎通の支援を主要な施策として掲げるとともに、市長が必要と認める事項も施策の対象とします。 また、これらの施策は、市の障がい者に関する計画等と整合性を図り、ろう者等関係者の意見を聴きながら推進することを定めています。</p>
第8条	<p>(学校等における普及の促進) 第8条 市は、幼児、児童、生徒等に対し、学校等において手話に接し、学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。</p>	<p>本条は、次世代を担う子どもたちへの手話の普及を定めています。 子どものころから手話に触れ、正しい認識を学ぶことが、地域社会における手話に対する理解の広がりにつながるものと考えます。 市は、幼児、児童、生徒が、学校やその他の教育機関において、手話に触れる機会や手話を学ぶ機会を提供できるよう努めることを定めています。</p>
第9条	<p>(災害時等の対応) 第9条 市は、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、ろう者の安全確保のため、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>本条は、災害時や非常事態におけるろう者への支援を定めています。 近年全国的に多くの災害等が発生している状況の中、市は、こうした緊急時において、ろう者が安全に関する正確な情報を確実に取得し、円滑な意思疎通ができるよう、必要な支援措置を講ずることを定めています。</p>
第10条	<p>(財政上の措置) 第10条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>本条は、手話に関する施策をより実効性のあるものとするよう財政上の措置について定めています。 市は、本条例に定める施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。</p>
第11条	<p>(委任) 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>本条は、条例の施行に関し、具体的な手続きや運用上の細目を定める必要が生じた場合、市長が別に定める規則等に委任する旨を定めています。</p>
附則	<p>附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>附則では、条例の施行日を定めます。 現在、令和8年4月1日からの施行を目指しています。</p>